

予算の公表について（公告）

令和3年3月25日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和2年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令和3年度新潟県一般会計予算

令和3年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入				額
款	項	金	額	千円
第1款 県 税	第1項 県 民 税	252,392,000	税	
	第2項 事 業 税	63,361,000	税	
	第3項 地 方 消 費 税	51,847,000	税	
	第4項 不 動 産 取 得 税	70,202,000	税	
	第5項 県 た ば こ 税	4,114,000	税	
	第6項 ゴ ー ル フ ー 場 利 用 税	2,241,000	税	
	第7項 軽 油 引 取 税	436,000	税	
	第8項 自 動 車 税	22,625,000	税	
	第9項 鉦 区 税	32,632,000	税	
	第10項 狩 猟 区 税	28,000	税	
	第11項 核 燃 料 税	11,000	税	
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	4,713,000	税	
	第13項 旧 法 に よ る 税	163,000	税	
		19,000	税	
第2款 地方消費税清算金	第1項 地方消費税清算金	103,359,000	金	
		103,359,000	金	

第3款	地方譲与税	第1項 特別法人事業譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 自動車重量譲与税 第5項 森林環境譲与税 第6項 航空機燃料譲与税	28,360,000 24,136,000 3,781,000 129,000 206,000 106,000 2,000
第4款	地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	1,227,000 1,227,000
第5款	地方交付税	第1項 地方交付税	252,500,000 252,500,000
第6款	交通安全別交付策金	第1項 交通安全対策特別交付金	419,000 419,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	3,117,976 994,985 2,122,991
第8款	使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	14,616,500 10,873,374 3,743,126

第9款	国庫支出金	第1項 国庫 第2項 国庫 第3項 委	金 担 負 庫 庫 補 助 託	159,872,964 27,606,743 128,850,063 3,416,158
第10款	財産収入	第1項 財産 第2項 財産	収入 用 収 入 収 入	3,817,414 973,637 2,843,777
第11款	寄附金	第1項 寄附金	附 金	394,145 394,145
第12款	繰入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基金繰入金	繰 入 繰 入 繰 入	17,689,865 3,742,079 13,947,786
第13款	諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 受託事業業収入 第6項 収益事業業収入 第7項 利子割精算金収入	等 入 入 入 入 入 入 入 入	319,485,136 249,656 8,208 15,875,106 289,242,475 5,989,757 2,252,784 1

	第 8 項 雜	入	5,867,149
第 14 款 果	債		249,939,000
	第 1 項 果	債	249,939,000
第 15 款 繰	越		160,000
	第 1 項 繰	越	160,000
歲	入	計	1,407,350,000

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費		1,304,716 1,304,716
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費		27,708,107
	第 2 項 政 務 管 理 費		6,495,199
	第 3 項 政 務 計 画 費		10,604,507
	第 4 項 政 務 統 計 費		576,498
	第 5 項 政 務 徴 収 費		7,165,218
	第 6 項 政 務 市 町 村 振 興 費		1,023,654
	第 7 項 政 務 選 挙 員 会 費		1,451,595
	第 8 項 政 務 監 査 委 員 費		143,795 247,641
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費		8,023,874
	第 2 項 防 災 費		3,789,147
	第 3 項 環 境 保 護 費		2,595,681
	第 4 項 環 境 保 護 費		521,380
	第 5 項 環 境 保 護 費		330,116
	第 6 項 環 境 保 護 費		787,550

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 国保・福祉指導費 第3項 地域医療政策費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉社費 第9項 子ども家庭費 第10項 感染症対策費	191,103,049 21,229,215 43,645,508 8,282,997 1,753,390 41,493,195 5,212,439 4,196,207 21,656,616 22,861,159 20,772,323
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 しごと定住促進費 第3項 職業能力開発費	2,810,423 125,745 647,271 2,037,407
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 地域産業振興費 第3項 創業・イノベーション推進費 第4項 産業立地費 第5項 産産観光費	313,308,240 1,811,831 295,667,947 2,232,579 11,555,989 2,039,894

<p>第7款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 業 費 第3項 地 域 農 業 費 第4項 農 地 農 業 費 第5項 農 地 農 業 費 第6項 農 地 農 業 費 第7項 農 地 農 業 費 第8項 農 地 農 業 費 第9項 農 地 農 業 費 第10項 農 地 農 業 費 第11項 農 地 農 業 費</p>	<p>64,958,519 3,351,649 7,120,403 1,695,481 3,449,861 414,671 1,017,153 2,699,957 10,902,312 5,496,236 27,649,939 1,160,857</p>
<p>第8款 土 木 費</p>	<p>第1項 土 木 費 第2項 道 路 橋 梁 費 第3項 河 川 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 計 画 費 第6項 建 設 費 第7項 交 通 費 第8項 港 灣 費 第9項 港 灣 費</p>	<p>134,310,583 11,104,215 57,465,508 21,714,322 15,354,996 7,323,043 10,635,727 2,168,912 381,279 6,569,147</p>

		第 10 項	空	港	費	1,593,434	
第 9 款	警 察 費	第 1 項	警	管	理	50,127,089	
		第 2 項	警	行	政	46,130,904	
						3,996,185	
第 10 款	教 育 費	第 1 項	教	育	總	169,675,195	
		第 2 項	小	學	校	8,436,431	
		第 3 項	高	等	學	校	83,382,960
		第 4 項	特	別	支	援	44,137,400
		第 5 項	生	徒	指	導	389,480
		第 6 項	生	涯	推	進	301,003
		第 7 項	文	化	行	政	568,844
		第 8 項	保	健	育	育	565,469
		第 9 項	私	教	振	興	11,516,429
		第 10 項	大	學	學	費	2,698,037
第 11 款	災 害 復 舊 費	第 1 項	農	林	水	產	7,743,086
		第 2 項	土	木	施	設	2,959,987
							4,783,099
第 12 款	債 償 費	第 1 項	災	害	復	舊	283,694,086
							283,694,086

第13款	諸支出金	第1項 公営企業貸付金 第2項 雑地消費税支出金 第3項 地方消費税清算金 第4項 利子割交付金 第5項 配当割交付金 第6項 株式会社等譲渡所得割交付金 第7項 分離課税所得割交付金 第8項 法人事業税交付金 第9項 地方消費税交付金 第10項 ゴルフ場利用税交付金 第11項 環境性能割交付金 第12項 軽油引取税交付金 第13項 利子割精算金 第14項 旧法による自動車取得税交付金	152,283,033 15,875,106 2,975,800 68,644,436 224,427 983,664 1,123,848 116,107 3,731,405 52,320,960 305,200 800,603 5,180,762 1 714
第14款	予備費	第1項 予備費	300,000 300,000
歳	出	合	計
			1,407,350,000

第2表 債務負担行為					
事項	項目	期間	限度額	説明	明
	電子データ等作成業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	4,913千円		
	行政手続オンライン化システム構築・運用業務委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	228,000千円		
	給与システム運用管理委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	300,146千円		
	クレジットカード県税収納業務委託契約	令和4年度	966千円		
	軽自動車OSS導入に係る税総合オンラインシステム 改修業務委託契約	令和4年度	47,168千円		
	令和3年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務	令和3年度から 令和13年度まで	元金1,315,000,000千円及 び当該額に対する利子相 当額		
	離職者等再就職訓練委託契約	令和4年度	87,989千円		
	若年者職業能力開発訓練委託契約	令和4年度	9,921千円		
	海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和4年度	74,806千円		
	イノベーション推進事業補助金交付決定	令和4年度	90,000千円		
	次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和4年度	20,000千円		

公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和4年度から令和14年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が令和3年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。	1,619,294千円	新潟県信用保証協会が令和3年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和4年度から令和14年度まで			
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和3年度から令和4年度まで			新潟県信用農業協同組合連合会が令和3年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金93,978千円が回収されなかつた場合は、その損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和4年度から令和23年度まで			農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,180,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和4年度から令和21年度まで			農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和4年度から令和23年度まで			漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額110,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和4年度から令和13年度まで			漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和3年度から令和28年度まで			新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
新井郷川排水機場保守点検・操作業務委託契約	令和4年度から令和7年度まで		307,160千円	
県営かんがい排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和4年度		29,700千円	

県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	4,269千円	
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	129,451千円	
県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約	令和4年度	55,000千円	
県営かんがい排水事業福島潟地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円	
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和4年度	140,000千円	^
県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円	
県営かんがい排水事業大江中流部地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	令和4年度	120,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業高根川沿岸地区工事請負契約	令和4年度	85,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業潟川(2期)地区工事請負契約	令和4年度	112,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和4年度	102,000千円	
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和4年度	120,300千円	
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	25,731千円	

県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	217,549千円	
県営湛水防除事業八丁瀉地区工事請負契約	令和4年度	90,000千円	
県営湛水防除事業桑山川地区工事請負契約	令和4年度	350,000千円	
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和4年度	130,000千円	
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円	
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和4年度	220,000千円	
県営湛水防除事業正庵角庵地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営ため池等整備事業中島地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円	
県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円	
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和4年度	80,000千円	
県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和4年度	300,000千円	
県営地盤沈下対策事業新潟南部8期地区工事請負契約	令和4年度	150,000千円	
県営地盤沈下対策事業亀田郷阿賀地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円	
県営地盤沈下対策事業西蒲原2期地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円	

県営防災重点農業用ため池緊急整備事業宇山地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和4年度	62,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業砥田川右岸地区工事請負契約	令和4年度	68,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業荒川地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業虎丸地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中ノ浦地区工事請負契約	令和4年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業堀耕東地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業苔実地区工事請負契約	令和4年度	54,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和4年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和4年度	59,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和4年度	127,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和4年度	121,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和4年度	122,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	令和4年度	13,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業東中地区工事請負契約	令和4年度	10,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和4年度	26,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業五日市・内方地区工事請負契約	令和4年度	28,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和4年度	16,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和4年度	47,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和4年度	70,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業東海地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業開田六地区地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長江地区地区工事請負契約	令和4年度	8,000千円
県営中山間地域対策事業八手地区地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円
県営中山間地域対策事業大小地区地区工事請負契約	令和4年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業大和川地区地区工事請負契約	令和4年度	22,000千円
県営中山間地域対策事業若栢地区地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円
県営中山間地域対策事業塩殿地区地区工事請負契約	令和4年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業姿地区地区工事請負契約	令和4年度	6,000千円
県営中山間地域対策事業赤沢地区地区工事請負契約	令和4年度	10,000千円
一般国道291号道路改築工事請負契約	令和4年度	300,000千円
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	令和4年度	140,000千円
県道黒部柏崎線電源立地工事請負契約	令和4年度	100,000千円
一般国道353号折居橋上部工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	30,000千円
県道江津停車場線御館線橋補修工事委託契約 (相手方 えちごトキめき鉄道株式会社)	令和4年度	120,000千円

一般国道291号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	20,000千円	
一般国道403号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和7年度まで	40,000千円	
一般国道404号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	40,000千円	
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和6年度まで	85,000千円	
笠堀ダム堰堤改良（ダム主放流設備）工事請負契約	令和4年度	120,000千円	
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和4年度	210,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和3年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額804,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
柏崎港埋没浚渫工事請負契約	令和4年度	200,000千円	
新潟みなとトンネル立坑施設清掃業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	12,642千円	
旧藤寄駅管理棟機械警備業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	640千円	
小出警察署空調設備改修工事請負契約	令和4年度	22,386千円	
旧妙高警察署庁舎解体撤去工事請負契約	令和4年度	106,234千円	
南魚沼警察署庁舎実施設計業務委託契約	令和4年度	39,277千円	
総合運転者管理システム改修業務委託契約	令和4年度	88,766千円	

運転免許証作成システム賃借契約	令和4年度から 令和9年度まで	1,479,082千円	
新潟県立図書館情報システム賃借及び運用管理委託契約	令和4年度から 令和10年度まで	148,999千円	
サンリオ展開催費用負担協定 (相手方：サンリオ展新潟実行委員会 (仮称))	令和4年度	2,500千円	

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	9,330,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川事業費	8,007,000				
海岸事業費	541,000				
海砂防事業費	6,921,000				
街路事業費	660,000				
公園事業費	888,000				
公営住宅建設事業費	232,000				
港湾事業費	3,245,000				
空港事業費	645,000				
水産事業費	43,000				
漁港事業費	489,000				
林道事業費	578,000				
治山事業費	1,933,000				
農地事業費	5,246,000				
災害復旧事業費	2,272,000				
学校教育施設等整備事業費	2,041,000				
社会福祉施設整備事業費	348,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	133,000				
地域活性化事業費	1,305,000				

防 災 对 策 事 業 費	9,072,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	10,247,000			
合 併 特 例 事 業 費	1,054,000			
河 川 等 整 備 事 業 費	255,000			
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	380,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	763,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	475,000			
本 庁 舎 改 修 事 業 費	204,000			
地 域 機 関 改 修 事 業 費	701,000			
石 綿 对 策 事 業 費	61,000			
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	69,000			
大 学 等 高 等 教 育 機 関 設 置 補 助 事 業 費	35,000			
県 立 大 学 整 備 事 業 費	937,000			
医 療 体 制 整 備 事 業 費	142,000			
農 林 水 産 業 振 興 事 業 費	30,000			
え ち ょ uto キ め き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	67,000			
北 越 急 行 株 式 会 社 補 助 事 業 費	51,000			
公 共 施 設 等 除 却 費	585,000			
行 政 改 革 推 進 債	5,266,000			
借 換 債	113,166,000			
臨 時 財 政 对 策 債	57,800,000			

退職 減 合	職 収 手 当 手 債 債 計	3,492,000	249,939,000		
		230,000			

令和3年度新潟県債管理特別会計予算

令和3年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,764,848千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	195,764,848 千円
歳入	合計	195,764,848

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	195,764,848	千円
		195,764,848	
歳 出	合 計	195,764,848	

令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 地域付事業資金収入	第1項 諸収入	364,317
	第2項 繰越金	86,945
歳 入 合 計		277,372
歳 入 合 計		364,317

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	364,317	
	第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	277,372	
歳 出 合 計		364,317	

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ327,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額	額
第1款 災害救助事業収入			千円
	第1項 国庫支出金	327,679	
	第2項 財産収入	50,000	
	第3項 繰入金	1,255	
	第4項 雑収入	166,847	
		2,311	

	第5項 県 第6項 分 担 金 及 び 負 担 金	債 金	86,000 21,266
歳 入	合 計		327,679

2 歲 出		項	金	額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	第 1 項 災 害 救 助 費		327,679
	第 2 項 基 金 積 立 金	第 2 項 基 金 積 立 金		193,966
	第 3 項 果 樹 積 債 費	第 3 項 果 樹 積 債 費		1,255
	第 4 項 綠 線 積 債 金	第 4 項 綠 線 積 債 金		131,696
				762
歲	出	合 計		327,679

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
借換債	千円 86,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合 計	86,000					

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,651,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 国民健康保険事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	191,651,079
	第2項 国庫支出金	51,241,995
	第3項 財産収入	50,668,124
	第4項 繰入金	4,340
	第5項 雑収入	12,754,748
	第6項 繰越金	76,981,871
		1
歳 入	合 計	191,651,079

2 歳 出			金	額
款	項	額	千円	
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務	費	191,651,079	
	第 2 項 事業	費	6,317	
	第 3 項 基金	積立	190,026,169	
	第 4 項 諸支	出	4,340	
				1,614,253
歳	合 計		191,651,079	

令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,777千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	第1項 繰入金	348,777
	第2項 諸収入	2,380
	第3項 繰越金	236,913
	合 計	109,484
歳 入	合 計	348,777

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款	子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 母 貸 付 事 業 費		千円 348,777 348,777
歳	出	合 計	348,777

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	7,885
	第2項 寄付金	27
	第3項 繰上金	10
	第4項 諸収入	7,847
	合 計	7,885

2 歳 出			金 額
款	項		千円
第 1 款 心 身 障 害 児 者 業 務 施 設 費 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金		7,885
	第 2 項 繰 出 金		11
歳 出 合 計			7,874
歳 出 合 計			7,885

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業		
収 入		
第1項 繰上	繰上	800,568
第2項 諸	諸	6,407
第3項 県	県	322,038
第4項 繰	繰	200,000
	越	272,123
	金	
	入	
	債	
	金	

千円

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合 計</p>	<p>800,568</p>
----------	----------	------------	----------------

2 歲 出		項	金	額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 第 2 項 第 3 項	貸 付 事 業 費		800,568
		貸 付 事 業 費		447,326
		貸 付 事 業 費		208,943
			貸 付 事 業 費	
歲	出	合 計		800,568

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金 貸付事業費	200,000 千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 林業改善事業資金貸付	第1項 諸収入 第2項 繰越金	61,321 70 61,251 千円
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付	第1項 諸収入	128,871 71,000

<p>第3款 林業就業事業促進資金 貸付金</p>	<p>第2項 県 第3項 繰 第1項 繰</p>	<p>債 金 金</p>	<p>43,000 14,871 2,100 2,100</p>
<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合 計</p>	<p>192,292</p>

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	61,271 61,271
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	114,000 86,000 28,000
第 3 款	林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出 合 計			192,292

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	60,853
	第2項 諸収入	89
	第3項 繰越金	61
	合 計	60,703
歳 入	合 計	60,853

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 沿 岸 漁 業 改 善 事 業 沿 岸 貸 付 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	60,803	千円 60,803
	第 2 款 予 備 費	50	50
歳 出 合 計		60,853	

令和3年度新潟県有林事業特別会計予算

令和3年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	160,342	千円
	第2項 国庫収入金	51,850	
	第3項 県繰入金	15,174	
	第4項 県繰入金債	81,960	
	第5項 県繰入金	9,800	
	越	1,558	

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合</p>	<p>計</p>	<p>160,342</p>	
----------	----------	----------	----------	----------------	--

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費		159,342
	第 2 項 県 債 費	業 債 費	77,382
	第 3 項 緑 出 金	出 金	57,960
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	備 費	1,000
			1,000
歳 出 合 計		計	160,342

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 9,800	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入	305,069
	第2項 繰入金	305,000
		69
歳 入	合 計	305,069

千円

2 歲 出			金 額
款	項	額	金 額
第 1 款 用 地 先 行 取 得 事 業 費	第 1 項 景 債 費		305,000 305,000 千円
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		69 69
歲	出 合 計	計	305,069

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入		567,059
	第1項 財産収入	565,144
	第2項 繰入金	1,915
歳 入	合 計	567,059

千円

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款 都 市 開 發 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費	567,059	千 円
	第 2 項 繰 出 金	1,915	
歲	合 計	565,144	
	合 計	567,059	

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,318,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項	金	額
第1款	港湾整備事業収入	第1項 使用材料及び手数料 第2項 在庫支出 第3項 国産収入 第4項 財繰入金 第5項 諸収入 第6項 果繰入金 第7項 繰越金	2,318,012 1,118,966 15,000 200,841 223,483 1,721 758,000 1	千円
歳	入	合 計	2,318,012	

2 歲 出		項	金	額
第 1 款	港 灣 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費		2,317,859
		第 2 項 事 業 費		943,561
				1,374,298
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費		153
				153
歲	出	合 計		2,318,012

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 285,000 473,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	758,000				

令和3年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予	定	量
1	営業関係	供給電力量	530,002		MWh
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 電気事業	収益	7,955,925
第1項 営業	収益	7,820,418
第2項 財務	収益	8,339
第3項 事業外	収益	127,168

支		出	千円
第1款	電気事業	費用	6,363,373
第1項	営業	費用	5,633,069
第2項	財務	費用	212,618
第3項	事業	外費	497,686
第4項	予備	費用	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,990,827千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	千円
第1款	資本的	収入	2,442,820
第1項	企業	業債	1,939,000
第2項	固定資産	売却代金	1
第3項	貸付金	返済金	410,000
第4項	貸受託	金	93,809
第5項	雑収	入	10

支		出	
第1款	資本的支出		千円
第1項	建設改良費	7,433,647	
第2項	企業償還債	2,436,702	
第3項	企業投資	1,902,122	
第4項	其他會計繰出	14	
第5項	受託工事費	3,000,000	
第6項	雜支	93,809	
		1,000	

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
					過年度 損保資金	当年度 損保資金	地域振興 積立金	消費的 資本の取 整額
第1項	建設改良費	千円 2,436,702	千円 1,939,001	千円 497,701	千円 270,381	千円 5,816	千円 221,504	千円
第2項	企業償還金	1,902,122	410,000	1,492,122	1,492,122			
第3項	投資	14		14	14			
第4項	其他會計繰出金	3,000,000		3,000,000			3,000,000	
第5項	受託工事費	93,809	93,809					
第6項	雜支	1,000	10	990	990			
	計	7,433,647	2,442,820	4,990,827	1,763,507	5,816	3,000,000	221,504

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
猿田発電所2号水車発電機分解点検整備工事	令和4年度		千円 141,625
猿田発電所水車ラランナ修繕工事	令和4年度		9,295
猿田発電所2号調速機制御・励磁制御盤他 点検整備工事	令和4年度		6,270
奥三面発電所表面取水設備分解点検整備工事	令和4年度		69,256
猿田発電所2号入口弁更新工事	令和4年度		99,396
胎内第二ダム非常用発電機更新工事	令和4年度		85,250

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業費	1,939,000 千円	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与費	1,016,659 千円
2 交際費	948

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1	営業関係	1	給水量	先	数	93か所
		2	年間総給水量	給	量	48,207,938立方メートル
		3	1日平均給水量	給	量	132,439立方メートル
2	建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業			一式
		2	既設設備の増強改良			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業収益		3,155,291
第1項 営業収益		1,416,310
第2項 営業外収益		482,907
第3項 特別利益		1,256,074

支 出		千円
第1款 工業用水道事業費用		2,792,014
第1項 営業費用		2,615,407
第2項 営業外費用		166,607
第3項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,282千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		30
第1項 固定資産売却代金		30

支		出	
第1款 資本的支出	341,312	千円	
第1項 建設改良費	192,933		
第2項 企業償還金	148,379		

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補て人財源			
				建設改良 積立金	過 損 留 保 益 勘 定 資 金	年度 定 金	消費的 調整 費 の 収 入 額
第1項 建設改良費	千円 192,933	千円 30	千円 192,903	千円 139,481	千円 37,316	千円 16,106	
第2項 企業償還金	148,379		148,379		148,379		
計	341,312	30	341,282	139,481	185,695	16,106	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費		金	額
	員	与		
1	職	給	399,868	千円
2	交	際	34	

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,508千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係土地の売却			平方メートル 89,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	1,818,306
第1項	営業収益	1,012,704
第2項	営業外収益	805,602

支		出
第1款	工業用地造成事業費用	969,785
第1項	營業費用	961,970
第2項	營業外費用	6,815
第3項	予備費	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,893千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
第1款	資本的支出	749,893
第1項	工業用地造成費用	22,500
第2項	企業償還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	410,000
第4項	雑支出	10

区 分	支 出 予 定 額	充 収 入 予 定 額	源 財 定 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
					当 勤 留 保 益 金	損 資 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業償還金	317,383	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	410,000	410,000		410,000	410,000	410,000
第4項 雑支出	10	10		10	10	10
計	749,893	749,893		749,893	749,893	749,893

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、これらの経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与 費	金 額
1 職 員 交 際 費	61,682	千円 61,682
2 交 際 費	18	18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,383千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様
土	地	工	業	上	越	平	方	メ	ー	ト	ル	却
		業	用	阿	賀	25,000	000	ト	ル	却		
		地		野	市			ル		却		
				市		64,000				却		

令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 7,223

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 用地造成事業収益	100,515
第1項 営業収益	97,907
第2項 営業外収益	2,608

支 出		千円
第1款 用地造成事業費用		63,196
第1項 営業費用		63,091
第2項 営業外費用		105

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,089,000千円と定める。

令和3年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病	床		2,466床
年	間患者数	入院 外来 計	692,000人 1,143,000人 1,835,000人
1	日平均患者数	入院 外来 計	1,896人 4,723人 6,619人
主な建設改良事業		1 病院 十日町病院 加茂病院 2 病院 増改築 関係 事業 関係 事業	一 式 一 式

	妙高病院整備事業 中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	式 一 一 一 一 一
--	--	----------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	75,250,563
第1項 医 業	取 益	59,414,959
第2項 医 業	外 取 益	15,835,404
第3項 特 別	利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	76,175,133
第1項 医 業	費 用	74,464,891
第2項 医 業	外 費 用	1,710,042
第3項 特 別	損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,362千円は、過年度分損益勘定留保資金1,515,532千円及び当年度分損益勘定留保資金161,830千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	9,736,794
第1項	投資回収金	2,069
第2項	企業業債	6,243,700
第3項	負担金交付金	3,489,950
第4項	その他資本的収入	1,075

支 出		千円
第1款	資本的支出	11,414,156
第1項	建設改良費	6,573,513
第2項	投資	2,069
第3項	償還	4,838,574

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
国立大学法人新潟大学大学院医学総合研究科地域精神医学講座協定	歯学総 置協定	令和4年度から 令和5年度まで				千円 52,920
国立大学法人新潟大学大学院医学総合研究科地域医療健康医学講座協定	歯学総 置協定	令和4年度から 令和5年度まで				52,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 6,243,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費	37,812,913	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,010,474千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,006,665千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	リニアック		1	式
	器	医療情報総合システム		4	式
	械	血管造影撮影装置		2	式
		人工透析療法関連機器		1	式

令和3年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			658床
年間患者数	入院	院	180,000人
	外来	来	291,000人
		計	471,000人
1日平均患者数	入院	院	494人
	外来	来	1,200人
		計	1,694人
主な建設改良事業	1 病院新築	関係	一式
	2 県中央基幹病院新築	建築事業	一式
	2 医療器械備品整備	事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		4,050,211
第1項 医療収益		45,310
第2項 医療外収益		3,963,443
第3項 特別利益		41,458

支 出		千円
第1款 病院事業費用		4,250,352
第1項 医療費用		3,998,353
第2項 医療外費用		251,999

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,433,976
第1項	業債	538,000
第2項	金交付金	1,895,976

支 出		千円
第1款	資本的支出	2,433,976
第1項	建設改良費	1,723,694
第2項	償還金	710,282

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 538,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、538,000千円と定める。
(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、869,955千円である。

令和3年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1 流域関連市町村数				11市町村
	2 年間総処理水量		78,633,941		立方メートル
	3 一日平均処理水量		215,435		立方メートル
2 建設改良関係	1 流域下水道施設の改築更新事業				一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	流域下水道事業収益	12,082,732
第1項	営業収益	4,383,824
第2項	営業外収益	7,698,898
第3項	特別利益	10

支 出		千円
第1款	流域下水道事業費用	11,152,717
第1項	営業費用	10,167,276
第2項	営業外費用	885,431
第3項	特別損失	10
第4項	予備費	100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,165,623千円は、当年度分損益勘定留保資金1,286,187千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454千円及び当年度利益剰余金処分額878,982千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	5,717,658
第1項	企 業 債 金	1,949,000
第2項	国 庫 補 助 金	2,572,813
第3項	他 社 計 補 助 金	46,173
第4項	負 担 金	1,035,172
第5項	基 金 繰 入 金	114,500

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	7,883,281
第1項	建 設 改 良 費	4,643,158
第2項	企 業 債 償 還 金	3,188,678
第3項	負 担 金 返 還 金	4,995
第4項	基 金 積 立 金	46,450

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	限	額
信濃川下流工事	流域下水道新築処理区約	令和4年度	1,035,500	千円
信濃川下流工事	流域下水道延長処理区約	令和4年度	471,000	
魚野川下流工事	流域下水道掘之内処理区約	令和4年度	147,000	
阿賀野川下流工事	流域下水道新井郷川処理区約	令和4年度	48,000	
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約		令和4年度	24,000	
流域下水道施設運転監視保守委託契約		令和4年度から 令和5年度まで	2,418,758	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 借換債	千円 989,000 960,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合 計	1,949,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
職	員 給 与 費		311,952
			千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,504,104千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち878,982千円は、次のとおり処分するものと定める。

区	分	金	額
減	債 積 立 金		878,982
			千円

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150,804,743千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,391,965,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 264,585,000	千円 △ 8,601,000	千円 255,984,000
	第1項 県 民 税	65,272,000	1,142,000	66,414,000
	第2項 事 業 税	61,643,000	△ 4,770,000	56,873,000
	第3項 地 方 消 費 税	68,639,000	△ 3,407,000	65,232,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,577,000	△ 116,000	4,461,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,260,000	△ 33,000	2,227,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	495,000	△ 46,000	449,000
	第7項 軽 油 引 取 税	23,400,000	△ 595,000	22,805,000
	第8項 自 動 車 税	33,335,000	△ 757,000	32,578,000
	第9項 鉦 区 税	40,000	△ 7,000	33,000
	第10項 狩 猟 税	12,000	△ 1,000	11,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	171,000	△ 8,000	163,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	28,000	△ 3,000	25,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
第3款 地 方 譲 与 税		44,159,000	△ 7,160,062	36,998,938
	第1項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	39,712,000	△ 6,899,289	32,812,711

	第2項 地方揮発油譲与税	3,949,000	△	227,172	3,721,828
	第3項 石油ガス譲与税	181,000	△	33,692	147,308
	第4項 自動車重量譲与税	209,000		783	209,783
	第5項 森林環境譲与税	106,000		342	106,342
	第6項 航空機燃料譲与税	2,000	△	1,034	966
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	1,128,000		146,454	1,274,454
		1,128,000		146,454	1,274,454
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	241,200,000		2,691,319	243,891,319
		241,200,000		2,691,319	243,891,319
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	434,000	△	13,459	420,541
		434,000	△	13,459	420,541
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	7,753,740	△	313,488	7,440,252
	第2項 負担金	2,311,533	△	172,854	2,138,679
		5,442,207	△	140,634	5,301,573
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料	15,118,566	△	538,767	14,579,799
	第2項 手数料	11,183,862	△	350,562	10,833,300
		3,934,704	△	188,205	3,746,499
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	247,789,585	△	16,145,447	231,644,138
		27,550,162		470,647	28,020,809

	第2項 国庫補助金	217,405,126	△ 16,155,874	201,249,252
	第3項 委託金	2,834,297	△ 460,220	2,374,077
第10款 財産収入				
	第1項 財産運用収入	4,583,206	△ 2,896,990	1,686,216
	第2項 財産売却収入	924,095	△ 283,594	640,501
		3,659,111	△ 2,613,396	1,045,715
第11款 寄附金				
	第1項 寄附金	861,499	415,713	1,277,212
		861,499	415,713	1,277,212
第12款 繰入金				
	第1項 特別会計繰入金	23,653,213	△ 3,736,164	19,917,049
	第2項 基金繰入金	3,799,993	△ 339,147	3,460,846
		19,853,220	△ 3,397,017	16,456,203
第13款 諸収入				
	第1項 延滞金加算金及び過料等	296,521,377	△ 119,760,316	176,761,061
	第2項 利子収入	253,725	△ 33,951	219,774
	第3項 公営企業貸付金収入	9,663	△ 1,614	8,049
	第4項 貸付金収入	16,117,489	△ 454,093	15,663,396
	第5項 受託事業収入	263,971,230	△ 115,433,800	148,537,430
	第6項 収益事業収入	7,714,258	△ 3,586,187	4,128,071
	第7項 利子割精算金収入	2,819,321	170,080	2,989,401
	第8項 雑収入	2	△ 2	
		5,635,689	△ 420,749	5,214,940
第14款 果債		288,315,000	8,404,000	296,719,000

	第1項 県	債	288,315,000	8,404,000	296,719,000
第15款 繰越金			441,022	2,253,464	2,694,486
	第1項 繰越金		441,022	2,253,464	2,694,486
歳入	合計		1,542,770,208	△150,804,743	1,391,965,465

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議会	第1項 議会費	1,321,472 千円	△ 30,926 千円	1,290,546 千円	
第2款 総務	第1項 政策費	29,794,766	244,984	30,039,750	
	第2項 総務管理費	7,103,863	△ 300,229	6,803,634	
	第3項 統計調査費	12,503,781	651,009	13,154,790	
	第4項 徴税調査費	1,383,096	△ 7,633	1,375,463	
	第5項 市町村振興費	7,249,579	30,790	7,280,369	
	第6項 選挙費	1,099,474	△ 123,297	976,177	
	第7項 人事委員会費	54,474	△ 3,506	50,968	
	第8項 監査委員費	148,204	267	148,471	
		252,295	△ 2,417	249,878	
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	12,063,130	289,946	12,353,076	
	第2項 防災費	6,309,005	△ 331,123	5,977,882	
	第3項 環境企画費	3,948,650	769,877	4,718,527	
	第4項 環境対策費	679,213	△ 29,959	649,254	
	第5項 環境対策費	346,692	△ 37,392	309,300	
	第5項 廃棄物対策費	779,570	△ 81,457	698,113	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉事務費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 子ども家庭費	218,755,676 24,053,904 43,261,939 21,462,724 1,779,650 49,834,522 25,553,724 3,258,371 24,057,809 25,493,033	△ 2,723,794 685,653 400,962 586,660 99,482 2,428,545 1,745,143 134,945 911,126 1,394,794	216,031,882 24,739,557 43,662,901 20,876,064 1,680,168 47,405,977 27,298,867 3,123,426 23,146,683 24,098,239
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 しごと定住促進費 第3項 職業能力開発費	3,086,583 127,058 901,081 2,058,444	△ 598,150 △ 3,811 △ 180,309 △ 414,030	2,488,433 123,247 720,772 1,644,414
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 産業・経営支援費 第3項 産業振興費 第4項 商業・地域産業振興費 第5項 産業立地費 第6項 産業観光費	308,969,519 6,902,859 281,565,364 2,222,778 292,306 14,142,466 3,843,746	△ 121,753,428 △ 17,336 △ 120,163,398 △ 181,513 △ 65,855 △ 936,140 △ 389,186	187,216,091 6,885,523 161,401,966 2,041,265 226,451 13,206,326 3,454,560

第7款 農 林 水 産 業 費					102,154,636	△ 11,589,549	90,565,087
第1項 農 業 総 務 費					3,522,352	△ 265,147	3,257,205
第2項 地 域 農 政 推 進 費					9,748,130	△ 3,929,528	5,818,602
第3項 農 産 園 芸 費					2,772,929	△ 445,055	2,327,874
第4項 經 営 普 及 費					3,554,103	△ 302,563	3,251,540
第5項 食 品 流 通 費					522,154	△ 60,142	462,012
第6項 畜 産 業 費					1,567,984	△ 501,325	1,066,659
第7項 水 産 業 費					4,266,534	△ 466,426	3,800,108
第8項 林 業 費					14,983,915	△ 1,396,695	13,587,220
第9項 農 地 管 理 費					5,522,026	△ 82,771	5,439,255
第10項 農 地 基 盤 整 備 費					54,369,945	△ 4,105,974	50,263,971
第11項 農 地 計 画 費					1,324,564	△ 33,923	1,290,641
第8款 土 木 費					172,273,099	△ 1,513,060	170,760,039
第1項 土 木 管 理 費					11,262,389	△ 71,764	11,190,625
第2項 道 路 橋 りょう 費					71,359,042	5,090,116	76,449,158
第3項 河 川 海 岸 費					38,202,004	13,067	38,215,071
第4項 砂 防 費					17,391,393	△ 4,813,250	12,578,143
第5項 都 市 計 画 費					7,656,749	△ 814,059	6,842,690
第6項 建 築 費					11,292,209	△ 1,337,922	9,954,287
第7項 交 通 策 費					3,794,651	△ 57,448	3,737,203
第8項 港 振 興 費					551,693	△ 15,912	535,781
第9項 港 灣 費					9,763,618	686,555	10,450,173

第9款	警察	費	第10項	空	港	費	999,351	△	192,443	806,908
第1項	警察	費	第1項	警	管	理	52,175,918	△	889,438	51,286,480
第2項	警察	費	第2項	警	察	行	48,091,017	△	708,576	47,382,441
							4,084,901	△	180,862	3,904,039
第10款	教育	費	第1項	教	育	總	184,317,401	△	7,269,856	177,047,545
第2項	小	學	第2項	中	學	校	9,581,658	△	302,613	9,279,045
第3項	高	等	第3項	高	等	校	85,953,084	△	2,487,080	83,466,004
第4項	特	別	第4項	支	援	學	49,900,927	△	903,175	48,997,752
第5項	生	徒	第5項	指	導	學	20,935,080	△	275,897	20,659,183
第6項	生	涯	第6項	推	進	學	396,667	△	26,966	369,701
第7項	文	化	第7項	行	政	推	333,692	△	15,745	317,947
第8項	保	健	第8項	體	育	政	2,054,185	△	1,569,241	484,944
第9項	私	學	第9項	教	育	振	525,657	△	72,590	453,067
第10項	大	學	第10項	學	振	興	12,240,399	△	1,416,371	10,824,028
							2,396,052	△	200,178	2,195,874
第11款	災	害	第1項	農	林	水	7,870,982	△	2,319,111	10,190,093
	復	舊	第2項	土	木	施	2,517,539	△	1,456,972	3,974,511
	費			設	災	害	5,353,443	△	862,139	6,215,582
				復	舊	費				
第12款	債	費	第1項	債	費		297,556,723	△	1,149,055	296,407,668
							297,556,723	△	1,149,055	296,407,668

第13款	諸	支	出	金	152,130,303	△ 6,141,528	145,988,775							
第1項	公	營	企	業	貸	付	金	16,117,489	△ 454,093	15,663,396				
第2項	雜	支	出	金	3,359,881	△ 369,381	2,990,500							
第3項	地	方	消	費	稅	清	算	金	67,380,900	△ 2,271,103	65,109,797			
第4項	利	子	割	交	付	金	金	197,724	26,299	224,023				
第5項	配	当	割	交	付	金	金	1,067,418	△ 58,510	1,008,908				
第6項	株	式	等	讓	渡	所	得	割	交	付	金	577,962	545,886	1,123,848
第8項	法	人	事	業	稅	交	付	金	2,828,711	△ 225,981	2,602,730			
第9項	地	方	消	費	稅	交	付	金	53,743,304	△ 2,796,247	50,947,057			
第10項	ゴ	ル	フ	場	利	用	稅	交	付	金	346,500	21,796	324,704	
第11項	環	境	性	能	割	交	付	金	1,048,841	△ 358,640	690,201			
第12項	輕	油	引	取	稅	交	付	金	5,335,524	△ 157,962	5,177,562			
歲	出	合	計	1,542,770,208	△ 150,804,743	1,391,965,465								

第2表 継続費補正 1 変更													
款	項	事業名	補		正		前		正		後		
			総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	千円
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川大橋)	2,100,000	千円	30	千円	30	千円	2,100,000	千円	30	千円	
					元	375,968	元	375,968					
					2	700,000	2	500,482					
					3	600,000	3	600,000					
					4	239,993	4	400,000					
					5	184,039	5	223,550					
					15	0	15	0					
					16	450,000	16	450,000					
					17	425,000	17	425,000					
					18	350,000	18	350,000					
			36,030,000							19	500,000	19	500,000
	第3項 河川海岸費	鶴川治水ダム事業費 (鶴川)	36,030,000										

		20	430,000	20	430,000
		21	500,000	21	500,000
		22	867,000	22	867,000
		23	1,221,800	23	1,221,800
		24	712,700	24	712,700
		25	898,600	25	898,600
		26	1,160,000	26	1,160,000
		27	983,770	27	983,770
		28	1,071,700	28	1,071,700
		29	1,459,000	29	1,459,000
		30	2,560,000	30	2,560,000
		元	3,485,900	元	3,485,900
		2	3,322,666	2	3,408,000
		3	3,693,090	3	3,132,476

	5	14,429,916					
	25	0					
	26	533,497					
	27	3,719,041					
	28	544,797					
	29	317,279					
	30	1,019,749			13,956,487		
	元	4,223,793					
	2	2,211,127					
	3	564,838					
	4	473,244					
	5	349,122					
	27	284,741					
	28	700,353			8,438,613		
十日町病院改築事業					13,956,487		
加茂病院改築事業							

				29	4,302,241		29	4,302,241
				30	1,654,733		30	1,654,733
				元	98,599		元	98,599
				2	230,742		2	230,742
				3	1,149,839		3	1,119,839
				4	17,365		4	47,365

第3表 債務負担行為補正								
1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	一級河川烏屋野潟物件補償契約	令和3年度から 令和6年度まで			1,262,762千円			

2 変 更		事 項	補 前		正 限		補 後		説 明
			期 間	度 額	期 間	度 額	期 間	度 額	
		公文書管理システム運用管理委託契約	令和3年度から令和7年度まで	123,210千円	令和4年度から令和8年度まで	277,090千円			
		一般国道402号野積橋架替工事費用負担協定(相手方 北陸地方整備局)	平成29年度から平成36年度まで	4,000,000千円	平成29年度から令和8年度まで	4,000,000千円			
		新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約	令和元年度から令和4年度まで	24,290千円	令和元年度から令和4年度まで	31,418千円			

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	16,355,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	17,136,000				
河川事業費	20,040,000					20,779,000				
海岸事業費	859,000					1,018,000				
砂防事業費	8,555,000					7,196,000				
街路事業費	622,000					471,000				
公園事業費	882,000					730,000				
公営住宅建設事業費	243,000					277,000				
港湾事業費	5,760,000					5,759,000				
空港事業費	274,000					268,000				
水産事業費	156,000					145,000				
漁港事業費	754,000		664,000							

林道事業費	609,000					599,000	
治山事業費	3,934,000					3,749,000	
農地事業費	13,474,000					12,630,000	
災害復旧事業費	3,134,000					3,452,000	
学校教育施設等整備事業費	2,846,000					2,972,000	
社会福祉施設整備事業費	438,000					240,000	
施設整備事業費 (一般財源化分)	112,000					0	
地域活性化事業費	1,121,000					1,416,000	
防災対策事業費	6,997,000					8,157,000	
地方道路等整備事業費	14,104,000					12,606,000	
合併特例事業費	1,323,000					2,124,000	
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	148,000					70,000	
河川等整備事業費	204,000					206,000	
臨時高等学校改築等事業費	1,965,000					1,647,000	

警察施設整備事業費	1,458,000					1,228,000	
交通安全施設整備事業費	493,000					446,000	
本庁舎改修事業費	41,000					34,000	
地域機関改修事業費	690,000					383,000	
地域プロジェクト事業費	72,000					62,000	
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000					29,000	
地域用水環境整備事業費	10,000					7,000	
環日本海環境協力事業費	6,000					4,000	
柏崎アークパーク改修事業費	137,000					164,000	
医療体制整備事業費	191,000					139,000	
集落雪崩対策事業費	2,000					0	
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	147,000					125,000	
北越急行株式会社補助事業費	23,000					11,000	
公共施設等除却費	694,000					545,000	

行政改革推進債	7,726,000					7,062,000	
臨時財政対策債	34,500,000					34,418,000	
退職手当債	3,398,000					2,718,000	
減収補てん債	4,422,000					15,672,000	
合 計	288,315,000					296,719,000	

令和2年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和2年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,952,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		214,581,003 千円	△ 628,349 千円	213,952,654 千円
	第1項 繰入金	214,581,003	△ 628,349	213,952,654
歳入	合計	214,581,003	△ 628,349	213,952,654

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県債費		千円 214,581,003	△ 628,349	千円 213,952,654	
	第1項 県債費	214,581,003	△ 628,349	213,952,654	
歳出	合計	214,581,003	△ 628,349	213,952,654	

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入		千円 580,894	△ 45,100	千円 535,794
	第2項 繰越金	288,387	△ 45,100	243,287
歳入	合計	580,894	△ 45,100	535,794

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくりに資する事業費	第1項 貸付事業費	千円 580,894	千円 △ 45,100	千円 535,794
歳出	合計	580,894	△ 45,100	535,794

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,074,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 764,058	千円 2,310,333	千円 3,074,391
	第1項 国庫支出金	50,000	59,219	109,219
	第2項 財産収入	1,274	△ 1,181	93
	第3項 繰入金	390,924	2,154,933	2,545,857
	第4項 諸収入	2,436	67,890	70,326
	第6項 分担金及び負担金	26,424	10,169	36,593
	第7項 繰越金		19,303	19,303
歳	合 計	764,058	2,310,333	3,074,391

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費 第2項 基金積立費 第3項 県債費 第4項 繰出金	第1項 災害救助費	764,058	2,310,333	3,074,391
		第2項 基金積立費	358,545	1,087,830	1,446,375
		第3項 県債費	1,274	1,120,735	1,122,009
		第4項 繰出金	403,444	898	404,342
		合計	795	100,870	101,665
歳 出	合計	764,058	2,310,333	3,074,391	

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,393,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 190,025,970	千円 367,441	千円 190,393,411
	第1項 分担金及び負担金	53,239,427	112,725	53,352,152
	第2項 国庫支出金	51,123,269	△ 844,187	50,279,082
	第3項 財産収入	4,340	△ 4,023	317
	第4項 繰入金	12,158,814	△ 1,256,140	10,902,674
	第5項 雑収入	73,500,120	1,272,263	74,772,383
	第6項 繰越金		1,086,803	1,086,803
歳 入	合 計	190,025,970	367,441	190,393,411

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費		千円 190,025,970	千円 367,441	千円 190,393,411
	第2項 事業費	188,335,428	650,729	188,986,157
	第3項 基金積立金	4,340	△ 4,023	317
	第4項 諸支出金	1,682,267	△ 279,265	1,403,002
歳出	合計	190,025,970	367,441	190,393,411

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,593千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 9,622	千円 △ 29	千円 9,593
歳 入	合 計	9,622	△ 29	9,593

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者費 総合施設事業費		千円 9,622	千円 29	千円 9,593
	第2項 繰出金	9,611	29	9,582
歳出	合計	9,622	29	9,593

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入	第1項 繰入金	1,073,213	△ 441,827	631,386
	第2項 諸収入	31,103	△ 137	30,966
	第3項 県債	362,669	△ 75,770	286,899
	第4項 繰越金	347,305	△ 175,548	171,757
			332,136	△ 190,372
歳入	合計	1,073,213	△ 441,827	631,386

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業	第1項 貸付事業費	1,073,213	△ 441,827	631,386	
	第2項 県債費	675,390	△ 358,374	317,016	
	第3項 繰出金	237,815	△ 50,544	187,271	
	第3項 繰出金	160,008	△ 32,909	127,099	
歳出	合計	1,073,213	△ 441,827	631,386	

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	250,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内		独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	75,000	千円		補正前に同じ		
中小企業高度化資金貸付	97,305	千円		無利子			96,757	千円				

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金収入		千円 81,722	千円 △ 180	千円 81,542
	第2項 繰越金	81,652	△ 180	81,472
歳入	合計	212,693	△ 180	212,513

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	林業改善事業費		千円 81,672	千円 180	千円 81,492
	貸付事業費		81,672	180	81,492
歳	出	合 計	212,693	180	212,513

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金 貸付事業収入	第1項 繰入金	111,059 千円	△	110,962 千円
	第3項 繰越金	81	△	81
		110,917	△	110,901
歳 入	合 計	111,059	△	110,962

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 沿岸漁業改善事業費		千円 111,009	千円 97	千円 110,912	
	第1項 貸付事業費	94,309	97	94,212	
歳	出 合 計	111,059	97	110,962	

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	171,888 千円	△ 38,698 千円	133,190 千円
	第2項 財産収入	56,215	△ 23,757	32,458
	第3項 繰入金	17,045	△ 5,820	11,225
	第4項 県債	86,564	△ 150	86,414
	第5項 繰越金	10,700	△ 10,700	
		1,364	1,729	3,093

歳	入	合	計	171,888	△	38,698	133,190

2 歳 出					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
第1款 県有・林事・業費		千円 170,888	千円 △ 38,698	千円 132,190	
	第1項 事業費	84,324	△ 38,548	45,776	
	第2項 県債費	62,564	△ 150	62,414	
歳 出	合 計	171,888	△ 38,698	133,190	

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正			後	
	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費		千円 10,700		年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。		千円				

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,069千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
I 歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 用地先行取得事業収入	第2項 繰越金	千円 305,018	千円 51	千円 305,069
	第3項 諸収入	18	50	68
歳入	合計	305,018	51	305,069

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 予備費	第1項 予備費	千円 18	千円 51	千円 69	
歳出	合計	305,018	51	305,069	

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収入	千円 590,794	△ 407,079	千円 183,715
	第1項 財産収入	588,879	△ 407,079	181,800
歳入	合計	590,794	△ 407,079	183,715

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	都市開発資金事業費		千円 590,794	千円 △ 407,079	千円 183,715
		第2項 繰 出 金	588,879	△ 407,079	181,800
歳	出	合 計	590,794	△ 407,079	183,715

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,942,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,472,508	千円 △ 529,536	2,942,972	
	第2項 国庫支出金	21,000	△ 15,000	6,000	
	第3項 財産収入	200,841	24	200,865	
	第5項 雑収入	34,471	136	34,607	
	第6項 県債	1,748,000	△ 514,696	1,233,304	
	歳 入 合 計		3,472,508	△ 529,536	2,942,972

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 3,472,355	千円 △ 529,536	千円 2,942,819
	第1項 事業費	1,933,445	△ 529,696	1,403,749
	第2項 県債費	1,538,910	160	1,539,070
歳出	合計	3,472,508	△ 529,536	2,942,972

令和2年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係	供給電力量	MWh	575,264
			MWh	588,187

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 9,241,258	千円 △ 182,929	千円 9,058,329
	第1項 営業収益	9,101,436	△ 182,158	8,919,278
	第2項 財務収益	8,837	1,855	10,692
	第3項 事業外収益	130,985	△ 2,626	128,359

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	千円 6,312,642	千円 △ 207,433	千円 6,105,209
第1項 営業費用	5,209,554	△ 169,144	5,040,410
第2項 財務費用	282,729	△ 34,403	248,326
第3項 事業外費用	800,359	△ 3,886	796,473

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,903,665千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 489,607	千円 16,509	千円 506,116
第1項 固定資産売却代金	1	419	420
第3項 受託金	79,596	16,090	95,686

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 5,601,016	千円 △ 191,235	千円 5,409,781
第1項	建設改良費	690,759	△ 190,220	500,539
第5項	受託工事費	79,596	△ 1,015	78,581

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て 人 財 源						
					過年度 損留保資金	当年度 損留保資金	減 積立金	債 積立金	建設改良 積立金	地域振興 積立金	消費的取支 資本的調整
第1項	建設改良費	千円 500,539	千円 17,525	千円 483,014	千円 168,477	千円 36,350	千円 170,800	千円 237,239	千円 3,000,000	千円 40,948	
第2項	企業債償還金	1,829,646	410,000	1,419,646	1,248,846						
第3項	投資	15		15	15						
第4項	他会計繰出金	3,000,000		3,000,000							
第5項	受託工事費	78,581	78,581		990						
第6項	雑支出	1,000	10	990							
	計	5,409,781	506,116	4,903,665	1,418,328	36,350	170,800	237,239	3,000,000	40,948	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	1,033,869 千円	938,162 千円

令和2年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	営業関係	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
		2 年間総給水量	3 一日平均給水量		
1			50,432,772 立方メートル	49,808,029 立方メートル	
			139,317 立方メートル		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	千円 2,344,269	千円 △ 74,100	千円 2,270,169
第1項 営業収益	1,479,076	44,023	1,523,099
第2項 営業外収益	482,177	△ 29,506	452,671
第3項 特別利益	383,016	△ 88,617	294,399

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業費用	千円 4,730,547	千円 △ 1,106,279	千円 3,624,268
第1項 営業費用	4,691,451	△ 2,656,170	2,035,281
第2項 営業外費用	29,096	16,840	45,936
第4項 特別損失		1,533,051	1,533,051

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額323,043千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	551,053	△ 146,322	404,731
第1項	企業債	538,800	△ 149,700	389,100
第3項	雑収入	12,223	3,378	15,601

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	887,354	△ 159,580	727,774
第1項	建設改良費	723,594	△ 159,580	564,014

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	過 去 損 留 保 留 資 金
第1項 建設改良費	千円 564,014	千円 404,731	千円 159,283	千円 93,369	千円 17,220	千円 48,694
第2項 企業債償還金	163,760		163,760	45,920	117,840	
計	727,774	404,731	323,043	93,369	135,060	48,694

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
新潟臨海工業用水道改善事業費	千円 245,400	千円 108,000
新潟臨海工業用水道設備増強費	293,400	281,100

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 393,472	千円 376,388

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を33,572千円に改める。

令和2年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変
		予	更
		定	予
		量	定
		量	量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 128,000	平方メートル 85,286

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
第1款	工業用地造成事業収益	2,348,842	△ 477,155	1,871,687
第1項	営業収益	1,543,185	△ 477,217	1,065,968
第2項	営業外収益	805,657	62	805,719

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,430,341	△ 424,409	1,005,932
第1項 営業費用	1,421,799	△ 424,409	997,390

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 61,172	千円 55,011

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,364千円に改める。

令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	土地の売却	分	元	面積	積	変更	面積	積
1	土	地	の	売	却	平方メートル	7,223	平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 100,537	千円 △ 70,422	千円 30,115
第1項	営業収益	97,966	△ 70,019	27,947
第2項	営業外収益	2,571	△ 403	2,168

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 60,649	千円 △ 46,229	千円 14,420
第1項 営業費用	60,541	△ 46,226	14,315
第2項 営業外費用	108	△ 3	105

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	入	外		
年 間 患 者 数	院	747,000 人	1,114,000 人	650,000 人
	来	1,226,000 人		
	計	1,973,000 人		1,764,000 人
1 日 平 均 患 者 数	院	2,047 人	5,045 人	1,781 人
	来	5,045 人		
	計	7,092 人		6,365 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	76,043,304	△ 1,492,629	74,550,675
第1項 医療収益	61,369,704	△ 4,714,323	56,655,381
第2項 医療外収益	13,597,410	3,357,334	16,954,744
第3項 特別利益	1,076,190	△ 135,640	940,550

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	77,055,952	△ 1,839,702	75,216,250
第1項 医療費用	74,491,551	△ 1,634,100	72,857,451
第2項 医療外費用	1,648,211	△ 119,602	1,528,609
第3項 特別損失	916,190	△ 86,000	830,190

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,930,446千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,098,399千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	10,443,547	△ 276,989	10,166,558
第1項 投資回収金	1,543	310	1,853
第2項 企業債	6,981,000	△ 714,400	6,266,600
第3項 負担金交付金	3,443,492	△ 85,445	3,358,047
第4項 その他資本的収入	2,282	1,671	3,953
第5項 補助金	15,230	520,875	536,105

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	12,463,527	△ 366,523	12,097,004
第1項 建設改良費	7,843,064	△ 366,982	7,476,082
第2項 投資	1,543	310	1,853
第4項 その他資本的支出		149	149

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		更		額
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額	
			千円	25	千円	25	千円	25	千円
					0				0
				26	546,230			26	546,230
				27	3,726,370			27	3,726,370
				28	561,097			28	561,097
				29	321,756			29	321,756
				30	1,028,382		14,863,351	30	1,028,382
		十日町病院改築事業	14,863,351					元	4,248,794
				2	3,046,843			2	2,384,015
				3	1,383,879			3	612,410
								4	533,562
								5	900,735
1	資本の支出			27	290,004			27	290,004
	1 建設改良費			28	727,650			28	727,650

				29	4,321,730	29	4,321,730
				30	1,675,273	30	1,675,273
				元	276,132	元	276,132
				2	334,039	2	241,664
				3	1,260,239	3	1,145,798
				4	156,814	4	101,945
				5	217,715	5	479,400
				9,259,596			
				9,259,596			
				加茂病院改築事業			

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 6,981,000	千円 6,266,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	変
		金	更
		額	金
			額
1	職員給与	千円 38,022,445	千円 37,839,151
2	交際費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,101,030千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科	目	元	変
		金	更
		額	金
			額
	たな卸資産購入限度額	千円 21,307,806	千円 20,105,209

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予定量	変更	予定量
年間患者数	入院	180,000	人	150,000	人
	外来	298,000	人	273,000	人
	計	478,000	人	423,000	人
1日平均患者数	入院	494	人	412	人
	外来	1,232	人	1,122	人
	計	1,726	人	1,534	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	4,375,260	186,466	4,561,726
第1項 医業収益	50,170	1,357	51,527
第2項 医業外収益	4,281,769	180,695	4,462,464
第3項 特別利益	43,321	4,414	47,735

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	4,652,293	181,765	4,834,058
第1項 医業費用	4,499,510	69,374	4,568,884
第2項 医業外費用	152,783	112,391	265,174

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 850,449	千円	千円 850,449
第1項	企業債	105,000	△ 1,000	104,000
第2項	補助金	2,322	10	2,332
第3項	負担金交付金	743,127	990	744,117

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 額		金 額		変 更 額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	22,083,482	千円	30	22,076	30	22,076	
					元	513,091	元	513,091	
					2	42,750	2	42,750	
					3	1,478,776	3	1,513,823	
					4	5,600,276	4	5,602,379	
						5	14,426,513	5	14,429,916
							22,124,035		

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 105,000	千円 104,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を807,660千円に改める。

令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	関係	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
1	営業	2	77,795,545	立方メートル	78,962,407	立方メートル					
		3	213,138	立方メートル	216,335	立方メートル					

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業収益	12,077,044	725,301	12,802,345
第1項 営業収益	4,285,007	48,556	4,333,563
第2項 営業外収益	7,792,027	676,755	8,468,782
第3項 特別利益	10	△ 10	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	11,525,601	797,719	12,323,320
第1項 営業費用	10,028,304	862,691	10,890,995
第2項 営業外費用	975,760	△ 36,100	939,660
第3項 特別損失	93,110	△ 28,872	64,238

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,156,524千円は、当年度分損益勘定留保資金1,452,868千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金354,151千円で補てんする。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,241,592	7,286	8,248,878
第1項	建設改良費	5,705,975	7,283	5,713,258
第4項	負担金返還金	3,532	3	3,535

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ93,081千円及び10,837千円に改める。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
信濃川下流流域下水道新潟処理区建設工事請負契約	令和3年度	354,000	令和3年度	473,000
信濃川下流流域下水道新津処理区建設工事請負契約	令和3年度	279,000	令和3年度	402,000
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約	令和3年度	130,000	令和3年度	250,000

	流域下水道管渠埋設に係る 土地賃貸借契約			令和3年度から 令和5年度まで	198						
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)											
第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 273 534 571">経費</th> <th data-bbox="454 571 534 884">元金額</th> <th data-bbox="454 884 534 1220">変更金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 273 614 571">職員給与費</td> <td data-bbox="534 571 614 884">千円 335,300</td> <td data-bbox="534 884 614 1220">千円 343,643</td> </tr> </tbody> </table>						経費	元金額	変更金額	職員給与費	千円 335,300	千円 343,643
経費	元金額	変更金額									
職員給与費	千円 335,300	千円 343,643									
(他会計からの補助金)											
第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,466,304千円に改める。											

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	「世界津波の日」高校生サミット開催費	千円 37,334
		議会答弁アータータベース改修費	13,613
		地域プロジェクト事業費	23,378
		地域活性化推進費	178,412
		先端技術活用推進費	243,036
	第2項 総務管理費	県有財産管理費	39,799

	第5項 市町村振興費	「水道広域化推進プラン」策定費	14,480
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	文化芸術専門相談窓口設置費	3,000
		県民会館施設設備整備費	1,082,256
		歴史博物館安全性等向上事業費	91,984
		2020年東北・新潟の情報発信拠点事業費	21,250
		社会体育施設管理費	172,240
	第2項 防災費	事前防災・減災対策推進事業費	403
		感染症リスクに強い災害対応事業費	3,713
		原子力防災対策費	287,321
		教育訓練施設等整備費	10,949
		E A N E T 政府間会合開催支援費	2,000
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	福祉保健部地域機関等整備費	40,829
		福祉保健部地域機関等非常用自家発電設備整備費	156,421
		にいがたがた新世代ヘルスケア情報基盤推進費	134,420

	第3項 医務 薬事 費	医療施設施設設備整備補助金	112,274
		回復期リハビリテーション病棟等施設整備事業費	118,811
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	376,320
	第6項 健康対策費	生涯を通じた女性の健康支援補助金	2,400
	第7項 生活衛生費	新たな感染症危機管理推進費	2,198,619
		生活基盤施設耐震化等補助金	6,900
	第8項 障害福祉費	水道施設災害復旧費補助金	3,808
		バリアフリーーマちづくり事業費	537,675
第6款 産業費	第3項 産業振興費	障害者支援施設等整備補助金	129,870
	第6項 観光費	燃料電池自動車・水素供給設備普及促進費	369,820
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	観光消費額向上モデル費	4,620
		観光需要喚起緊急対策費	200,000
	第3項 農産園芸費	豪雪被災対応特別緊急支援補助金	240,595
		大規模園芸産地創出事業補助金	78,000

	農業適正管理事業補助金		82,500
第6項 畜産業費	養鶏農場災害緊急対策補助金		3,150
	下越家畜保健衛生所移転費		5,412
第7項 水産業費	漁場環境保全創造事業費		201,202
	県営漁港維持管理費		1,550
	県営漁港維持補修費		4,150
	県営漁港施設機能強化事業費		533,533
	県営漁港海岸保全事業費		48,060
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金		57,885
	県営漁港整備事業費		15,000
第8項 林業費	林道改良事業助成費		45,960
	県単林道整備事業補助金		7,245
	地域活性化林道事業費		68,812
	ふるさと新潟木づかい事業補助金		4,922

	県営貯木場跡地護岸整備費	193,431
	持続的林業確立対策事業補助金	23,591
	特用林産振興施設等復旧対策補助金	9,408
	予防治山事業費	236,402
	漁場保全関連特定森林整備事業費	21,739
	機能強化・老朽化対策事業費	88,363
	山地防災力強化総合対策事業費	54,236
	小規、模治山事業費	37,723
第9項	農地改良施設県管理費	589,117
第10項	農地基盤整備費	105,040
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント費	
	団体営農道保全対策事業助成費	76,596
	団体営農村振興総合整備事業助成費	14,985
	団体営農業集落排水事業助成費	64,151
	園芸地化耕作条件改善事業助成費	11,787

	基盤整備促進事業助成費	121,074
	耕作条件改善事業助成費	118,130
	県単地すべり防止事業費	30,653
	県単農業・農村整備事業補助金	25,000
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	111,830
	農用地等集団化事業費	218
	農業用水水利権変更更新調査費	15,170
	県営農業農村整備調査計画費	6,300
	団体営調査設計事業補助金	8,552
	地籍調査事業費	89,287
	道路台帳整備費	6,966
	土木施設等環境整備対策費	306,600
	うるおいの新潟創成事業費	38,691
	公共事業企画調査費	8,500
	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

	社会資本長寿命化対策費	624,041
	建設業活性化支援事業費	5,000
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	291,165
	建設関係道路調査費	84,116
	道路維持管理費	496,398
	弥彦山・七浦道路維持管理費	6,800
	舗装道路維持修繕費	334,309
	橋りょう維持修繕費	260,076
	隧道維持修繕費	9,455
	防災・防雪施設維持修繕費	8,970
	交通安全施設費	162,605
	道路改築費(原単)	437,966
	地域づくり基盤道路整備事業費	1,079,815
	道路安全施設費	349,668

	道 路 改 善 費	374,041
	道 路 防 災 対 策 費	115,689
	橋 り よ う 補 修 費	363,801
	橋 り よ う 補 修 費 (県 単)	810,852
	隧 道 補 修 費	337,625
	舗 装 道 補 修 費	210,057
	防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	338,838
	雪 寒 施 設 整 備 費	72,000
	道 路 融 雪 施 設 補 修 費	633,500
	緊 急 地 方 道 路 整 備 費 (街 路)	2,554,260
	電 源 立 地 関 係 道 路 費	4,000
第3項 河 川 海 岸 費	排 水 機 場 等 維 持 管 理 費	4,694
	排 水 機 場 等 整 備 費	31,658
	魚 野 川 流 域 水 環 境 影 響 調 査 費	8,668

河川調査費	69,863
海岸調査費	6,585
豪雨時の主体的な避難行動支援費	31,421
河川維持費	204,242
河川補修費	953,355
河川環境整備費	29,586
河川整備促進事業費	2,292
河川整備備費	474,200
海岸侵食対策費	484,000
海岸環境整備費	45,000
海岸維持費	6,688
海岸施設補修費	130,000
海岸整備備費	101,765
ダム維持管理費	10,119

		ダム施設緊急整備事業費	158,433
		河川総合開発事業費	476,074
第4項 砂防費		砂防施設等管理費	2,143
		河川砂防調査費	12,082
		地すべり調査費	1,719
		急傾斜地崩壊対策調査費	202
		砂防設備修繕費	24,500
		砂防施設維持修繕費	7,108
		地すべり防止施設維持修繕費	6,952
		急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,490
		火山砂防費	316,252
		砂防総合流域防災対策整備費	854,952
	砂防工事費	149,461	
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	70,456	

	情報システム修正費	1,032
	災害関連緊急地すべり対策費	515,001
	地すべり防止工事費	91,458
	急傾斜地崩壊防止工事費	40,788
	集落雪崩対策費	4,000
	住生活基本計画策定事業費	4,730
	都市計画基礎調査費	10,783
	持続可能なまちづくり推進事業費	1,101
	長期未着手都市計画道路見直し事業費	4,125
	街路整備備費	112,156
	景観・歴史まちづくり推進事業費	27,408
	公園整備備費(県単)	97,000
	公園維持管理費	22,200
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	4,000
第5項 都市計画費		

		流域別下水道整備総合計画策定費	11,652
		新潟県汚水処理広域化・共同化計画策定費	6,000
第6項	建設費	流域下水道事業建築工事費	77,269
		既設公営住宅改善費	286,064
第7項	交通政策費	地域公共交通感染症拡大防止対策費	349,823
第8項	港湾振興費	万代島施設維持管理費	33,330
第9項	港湾費	補修費	500
		港湾施設維持管理費	25,785
		派川加治川補償用水施設等管理費	12,205
		港湾等調査費	48,400
		港湾修繕費	115,194
		港湾整備費	36,020
		廃棄物埋立護岸管理費	152,604
		港湾環境整備費	280,073

第9款	警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	第10項 空 港 維 持 管 理 費	8,360
			佐渡空港新機材就航可能性等調査費	34,800
			警察庁舎等特別修繕費	36,456
			航空機特別補修費	23,738
			佐渡警察署(仮称)等建築費	24,049
			妙高警察署建築費	326,717
			交番駐在所建築費	8,580
			聖火リレー警備対策費	14,162
			交通安全施設整備費	39,307
			教職員住宅費	924
第10款	教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	教員ICT研修強化費	6,967
			全日制高等学校廃棄物処理費	83,626
			高校大規模・耐震改修費(県単)	852,189
			高等学校冷房整備費	7,163
第2項	警 察 行 政 費	第2項 警 察 行 政 費	交通安全施設整備費	39,307
			聖火リレー警備対策費	14,162
第3項	高 等 学 校 費	第3項 高 等 学 校 費	教員ICT研修強化費	6,967
			全日制高等学校廃棄物処理費	83,626
			高校大規模・耐震改修費(県単)	852,189

		高 校 環 境 整 備 費	206,117
		高 校 修 繕 費	110,334
	第4項 特別支援學校費	県立特別支援學校ICT環境整備費	4,000
		特別支援學校全面改築費	2,127,541
		特別支援學校全面改築費(県単)	542,073
		特別支援學校環境整備費	34,410
	第10項 大 学 費	県立大 学 施設整備補助金	435,534
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 費	林道施設災害復旧事業助成費	111,721
	第2項 土 木 復 旧 設 費	耕地 災 害 復 旧 費	1,777,598
		建設関係災害復旧費	3,497,875
		港湾関係災害復旧費	114,928
		県 単 災 害 復 旧 費	54,616
合	計		37,926,964

2 変 更					
款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	
第2款 総務費	第1項 政策費	地域活性化リーダーディングプロジェクト費	千円 45,000	千円 49,466	
	第2項 総務管理費	本庁舎整備費	49,617	62,236	
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	庁舎維持特定修繕費	795,641	835,641	
	第9項 子ども家庭費	高齢者福祉施設等防災・減災設備等補助金	8,418	144,094	
第6款 産業費	第1項 産業政策費	県立児童福祉施設整備事業費	27,192	34,692	
	第5項 産業立地費	オンラインによる非接触型海外展開支援費	8,250	30,255	
	第2項 地域農政推進費	未来創造産業立地促進補助金	279,203	2,754,150	
第7款 農林水産業費	第1項 水産業費	農林水産業総合振興事業助成費	93,000	140,394	
		経営構造対策事業助成費	945,908	1,108,976	
	第2項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	80,000	345,078	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	231,700	441,852	
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	38,380	212,351	

第8項 林業費	林道開設事業費	210,030	716,908
	民有林造林奨励補助金	97,692	600,301
	復旧治山事業費	382,200	465,585
	緊急予防治山事業費	287,700	339,885
	防災林造成事業費	373,800	443,280
	地すべり防止事業費	390,810	475,863
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	194,250	215,323
	県営かんがい排水事業費	1,707,272	3,097,772
	県営基幹水メッシュ施設	1,269,977	2,026,597
	県営農地防災排水事業費	977,570	1,392,650
第10項 農地基盤整備費	県営湛水防除事業費	1,553,960	3,077,162
	県営地すべり対策農地事業費	527,309	684,671
	県営ため池等整備事業費	2,126,183	3,444,513
	県営地盤沈下対策農地事業費	1,204,661	1,318,788

第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	県営中山間地域総合農地防災事業費	77,674	164,132
		国営附帯県営農地防災事業費	227,637	308,657
		県営経営体育育成基盤整備事業費	8,884,279	11,470,284
		県営中山間地域対策事業費	529,904	1,123,614
		地域農業水利施設ストックマネジメント費	50,845	160,845
		団体営農業水利施設安全対策推進費	9,400	103,295
		防災・減災対策調査計画施設費	21,000	296,516
		道路改良築費	989,004	6,489,241
		災害防除施設費	777,201	1,563,886
		雪寒対策機械整備費	235,173	327,861
		緊急地方道路整備費	3,353,924	11,718,388
		河川管理施設機能確保事業費	21,000	197,352
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	42,000	126,071
		総合流域防災対策河川機能保全費	478,800	922,420
第3項 河川海岸費				

第10款 教育費	第1項 教育総務費	広域河川改修費	674,100	7,746,720
		河川総合流域防災対策整備費	21,000	565,463
		海岸高潮対策費	148,900	388,900
		堰堤改良費	402,810	583,019
		第4項 砂防費	166,400	2,560,160
		地すべり対策費	93,600	1,009,508
		急傾斜地崩壊対策費	72,800	520,900
		第5項 都市計画費	73,500	845,473
		公園整備費	133,025	610,025
		第6項 建築費	16,106	36,637
		第9項 港湾費	420,000	1,654,884
		港湾施設改良統合補助事業費	105,000	471,204
		港湾海岸保全費	390,000	749,365
		県立学校整備関係費	75	3,725

		計	32,320,880		77,177,028

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	災害救助法による救助費	千円 67,578	千円 122,474
合	計		67,578	122,474

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 13,349	千円 16,302
合	計		13,349	16,302

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	138,401千円
		港湾施設整備費	81,500
合 計			219,901